

和歌山県在宅難病患者一時入院事業のご案内

在宅で療養されている難病の方が、介護されている方の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護を受けることが困難になった場合、県が契約した医療機関に一時的に入院することができるよう、難病医療コーディネーターが医療機関と調整します。

◇利用できる方：下記に掲げる要件全てを備えている方

- (1) 和歌山県内に住所を有する方
- (2) 在宅で療養する現在有効な**特定医療費（指定難病）**、**特定疾患の受給者証**を所有している方
- (3) **人工呼吸器**を利用している方又は**気管切開**をしている方
- (4) 家族等の介護者の休息（レスパイト）又は疾病、冠婚葬祭、事故等の理由により介護等が受けられなくなった方
- (5) 常時医学的管理下に置く必要があり、病状の安定している方

◇入院期間

1回の入院は**14日以内**です。同一年度内では通算**28日**まで利用可能です。

◇入院費用

通常の入院と同様に、医療保険の自己負担額と病院までの往復交通費、差額ベッド代などの保険外費用は負担願います。

◇入院中のケア

- ・医療機関の医療や看護体制でのケアになります。
- ・ご家族のケアとは異なりますので、ご自宅と同じように療養いただくことが難しい場合もありますが、あらかじめご了承ください。

◇その他

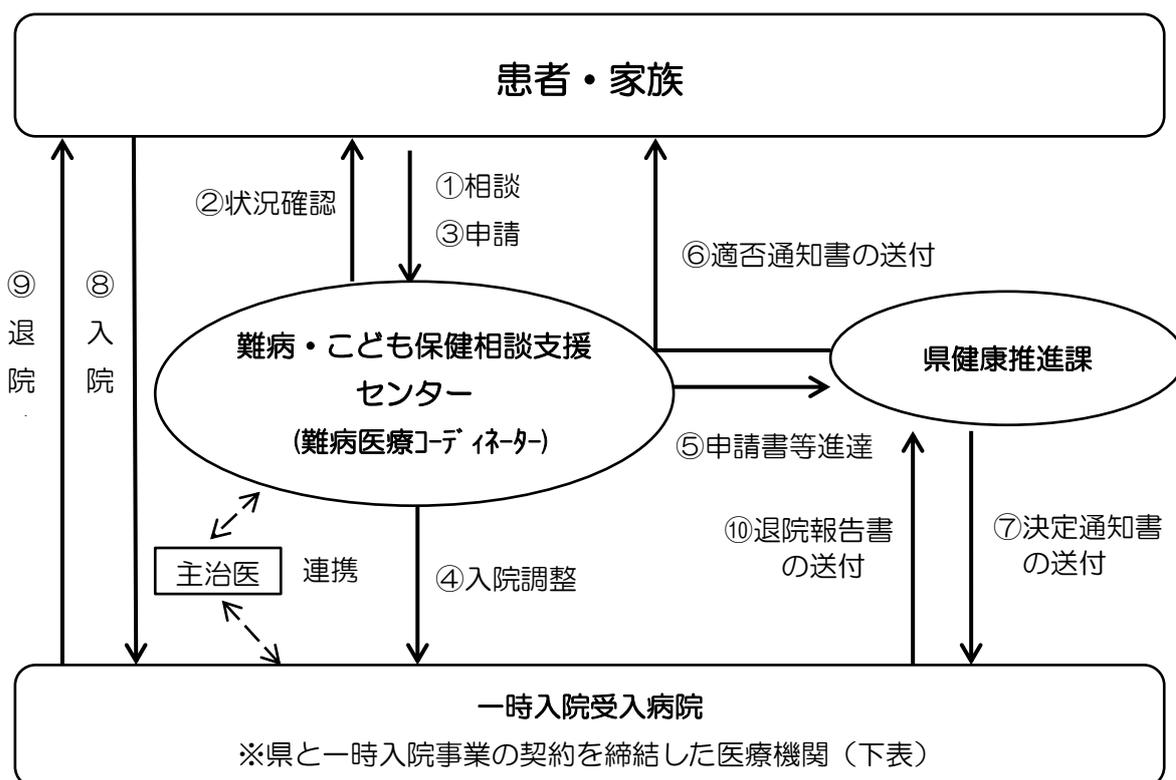
- ・症状悪化等により治療が必要になった場合は、一時入院ではなく治療入院となり、主治医との相談の上、転院となる場合もあります。
- ・他の入院患者さんに御迷惑となるような行為等があった場合は、退院していただくこともあります。
- ・受入医療機関との調整が必要となりますので、病床の空き状況や症状等により、ご希望に沿えない場合もあります。
- ・介護保険制度及び障害者総合支援法の短期入所等が利用可能な場合は、介護保険制度、障害者総合支援法の利用が優先となります。

【お問合せ・申込先】

和歌山県難病・こども保健相談支援センター TEL 073-445-0520

（和歌山県立医科大学附属病院3階）※土日、祝日、年末年始等是对应できません。

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課 がん・疾病対策班 TEL 073-441-2640



受入先の調整には一定の時間を要しますので、余裕をもって事前に難病・こども保健相談支援センターの難病医療コーディネーターまで相談をお願いします。（緊急の場合を除く。）

入院調整のために、受入先の病院から医師等がご自宅を訪問することがあります。

【一時入院受入病院】

令和6年4月現在 14病院

医療機関名	所在地	注意点
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市	※相談・申請については、和歌山県難病・こども保健相談支援センターまでお願いします。 ※受入病院へ直接ご相談いただくことはお控えください。
和歌浦中央病院	和歌山市	
中谷病院	和歌山市	
和歌山生協病院	和歌山市	
河西田村病院	和歌山市	
恵友病院	海南市	
名手病院	紀の川市	
山本病院	橋本市	
紀和病院	橋本市	
和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	かつらぎ町	
国立病院機構 和歌山病院	美浜町	
白浜はまゆう病院	白浜町	
新宮市立医療センター	新宮市	
那智勝浦町立温泉病院	那智勝浦町	